



若者の地域活動の 支援・推進に向けた

政策提言

一般財団法人日本青年館
青年問題研究所

1 なぜ私たちは政策提言を行うのか

2 本提言の基本的な視点・方向性

3 5つの政策提言

提言① 出会い・つながりのきっかけを創り、 若者たちの活動を応援すること

- 1) 地域の中に若者の「居場所」が必要です
- 2) 仲間と出会い、リアルにつながり、社会とかかわる「出番」を応援してください
- 3) 若者たちのコミュニティや集団活動を支えることは地域の未来にとって不可欠です

提言② 若者たちの活動を支える環境を整備すること

- 1) 活動には自由で開かれた場所や拠点が必要です
- 2) 若者の視点から社会教育施設の機能を見直すことが必要です
- 3) 若者のための施設が不可欠です
- 4) 職員・スタッフの存在と役割が重要です

提言③ 若者の参画を「当たり前」にすること

- 1) 若者のことや、まちのことを決める場に若者の存在と声が必要です
- 2) 地域の意思決定プロセスに若者が参画できる仕組みづくりを求めます
- 3) 主権者としての若者の学びを応援することが大切です

提言④ 子どもから若者への成長を支えること

- 1) 子どもの学校外における自然・体験活動を積極的に支援すべきです
- 2) 子どもとかかわる活動は若者が成長する機会でもあります
- 3) 高校や大学による地域にかかわる教育と、若者活動の連携が重要です

提言⑤ 若者政策を推進するための全国的な ネットワークをつくること

- 1) 国・都道府県は市町村を財政や仕組みで支えることが役割です
- 2) 若者が地域活動に参加するために休暇制度や財政的支援の仕組みが必要です
- 3) 日本青年館は若者の交流促進とネットワーク拠点として役割を果たしていきます

1 なぜ私たちは「政策提言」を行うのか

日本全体が人口減少社会に突入している中、とりわけ地方においては少子高齢化の急激な進行により地域社会の将来展望が描きにくくなっています。多くの自治体が「移住・定住対策」などに奔走していますが、人口の奪い合いに留まるもので社会全体の持続性を根本的に解決するものになりえていません。

私たち日本青年館は、設立以来100年以上、若者・青年¹の生活を豊かにし、地域から平和と民主主義を確立することをめざして、全国各地の青年団をはじめとする若者による地域活動を応援してきました。若者たちの活動は、地域で暮らす人々のつながりを創出し、伝統文化や地域行事、共同体運営の多くの担い手を育て、地域の活力を生み出してきました。若者たち自身が仲間と意見を交わす中で地域課題の解決にも積極的に関わり、地域で生きていく覚悟を持ちながら家族やつながりを形成し、次世代を担う子どもたちを育み、地域で一定の役割を果たして来ました。

現在、青年団・青年会等はその総数を減らしていますが、伝統行事や地域課題の解決に活発に関わっているところも多数あり、また青年団と名乗らずとも、仲間とともに地域の中で様々な活動を展開する若者たちが各地に存在しています。こうした地域活動の経験は、若者たちの学びや成長の大きな糧となります。同時に、急激な少子高齢化や人口減少が進む地方にとっても極めて重要な意味を持っています。また、青年活動を経験することによって地域で顔の見える関係を築いている人の存在は、増加する自然災害への対応においても不可欠であり、町内会や消防団といった自治組織の持続のためにも大きな役割が期待されます。

しかし、現在、若者たちの地域活動を応援する基盤は、かつてに比して決定的に不足しています。

若者の地域活動は、若者自身が地域社会に積極的に関わる土壌をつくり、地域定住・少子高齢化対策、他の様々な地域課題の解決、新たな地域の創造につながるものと考えます。このような視点から、若者の主体的な集団活動を応援する社会をつくるための政策・施策と実践を提案します。

2 本提言の基本的な視点・方向性

若者は一方的に支援される対象ではありません。私たちは若者こそ活動や学びの主体ととらえています。自分とは何者なのか、自分はどうか生きなのか、といった問いと向き合う青年期においては、具体的な仲間との活動の中で、失敗や挫折、他者との本音のかかわりや身体ごとぶ

¹ 日本において、「青年」は、明治期以降、子どもから大人への移行期を指して用いられるようになりました。他方、「若者」は、若い大人を指す言葉として「青年」という言葉の登場以前より用いられてきました。2000年代以降、政策上は「若者」が多用されるようになりましたが、ここでは、「若者」と「青年」は特に区別せず、主に10代後半から30代後半頃までの年齢段階を指して用います。

つかっていく経験を重ね、自分という存在を実感し、自信をつけ、人との関係をはぐくみ、世の中を見る目を養ってゆく、そのような経験が大きな意味を持ちます。これは、生きていくことを支える足場をつくってゆく営みと言えます。しかし現在、そうした経験を積むことができるような、学校外における多様な若者を包摂する集団活動の機会や支援は十分ではありません。日本青年館は、この現状に強い危機感を持っています。そこに警鐘を鳴らし、これを改善していくために、「政策提言」を行います²。

この「提言」は5つの柱に分けて構成しています（**提言1～4**は市町村など基礎自治体に、**提言5**は主に国や都道府県に向けた提言と日本青年館の役割を示したものです）。「提言」とともに、関連する「参考事例」を紹介していますので併せてご参照ください。

3 5つの政策提言

提言1 出会い・つながりのきっかけを創り、若者たちの活動を応援すること

1) 地域の中に若者の「居場所」が必要です

若者には、家庭や学校・職場とは違う「第三の場（サードプレイス）」が必要です³。そこは、自分の存在が受けとめられ、ありのままの自分としていられる解放的な「居場所」であり、貧困、国籍、障害、ジェンダー/セクシュアリティ、不登校・ひきこもりなど、さまざまな背景や事情で孤立している若者を社会的に包摂し、だれ一人取り残さない地域をつくる拠点になります。

2) 仲間と出会い、リアルにつながり、社会とかかわる「出番」を応援してください

SNS時代の今日でも、若者は他者とのリアルな出会い、つながりを求めています。スポーツや文化活動・イベント・講座、地域の祭りや行事、ボランティア活動などを通じて仲間になり、ともに活動をつくっていきます。しかし、そのきっかけとなる機会や場が減少しています。そこを意識的に応援することが必要です。青年団などの若者集団、まちづくりや社会参加

² 若者の人権や権利保障の観点からは、社会構造の変化によって引き起こされた若者の非正規労働や無業、ひきこもりなどの問題は見過ごせない課題です。こうした「生きづらさ」を抱える若者や相対的に困難な状況に陥りやすい若年女性に対して、雇用環境の整備、社会保障の充実をはじめ医療・福祉・教育・雇用・住居などの分野での公的な支援策が一層拡充される必要があります。これらの若者施策をめぐることは、複数の民間機関からいくつかの提言が出されています。本提言はこれらの提言にも賛同しながら、日本青年館という組織独自の提言を目指しました。

³ 若者は人口構造上人数が少ないため、特に地方では職場や地域に同年代も少なく、孤独・孤立のリスクを抱えています。これまでも家と職場以外の「サードプレイス」や「社会関係資本」の重要性が指摘されてきましたが、そのリソースが現在の地域には枯渇しています。

を目的とした「若者会議」や公民館が行う青年学級のような連続講座等の事業は、若者たちの活動を創り出す契機になります。若者たちの「出番」を応援するために、行政に社会教育主事や社会教育士などの配置を進めるとともに、地域の青年団や社会教育活動の実践者、そのOBOGと積極的に連携することが重要です。

CASE1 南陽青年団（山形県 南陽市）

南陽青年団は、南陽市の青年教育推進事業を背景に生まれ、行政の支援を受けつつ、高校生まちづくりワークショップやきくら祭を共催し、高校生実行委員とも協働して、地域交流、若者育成、次世代のまちづくりを現在も継続的に担う青年組織です。

https://www.instagram.com/city.nanyo_youth/



3) 若者たちのコミュニティや集団活動を支えることは地域の未来にとって不可欠です

居場所や出番を得た若者たちは、自分たちで集団活動を展開し、新たなネットワークを形成するなど、コミュニティを運営するようになります。しかし、実際にはその過程において様々な悩みや課題にも直面します。そのような時、相談できる身近な場所や、support but no control（援助するが干渉しない）の姿勢でかかわる大人世代の支えが必要です。若者が自分たちで主体的に集団を運営し経験を重ねることは、自治の萌芽でもあり、地域の未来の担い手となることにつながります⁴。こうした地域で活動する若者集団が存在することによって若者の出会いやつながりが生まれ、地域定住や地域産業の承継、人口減少への歯止めなど、地方創生に資する多くの効果が期待されます。

CASE2 舞鶴町青年会（大分県 大分市）

舞鶴町青年会は、長濱神社夏季大祭や御獅子さま巡行、祭囃子練習で伝統を継承しています。また懇親会や井戸端会議で交流を深め、ハロウィンや卓球大会など新企画、広報や行政連携も進め、多世代参加を広げ、祭りを軸に地域の担い手育成と活性化を今なお着実に進めています。

<https://www.maizuruyouth.com/>



⁴ これまでは地域に若者たちが参加する青年団・青年会・青年クラブといった地域団体が多数存在し、若者の「社会参加」の機会をつくりだしてきました。また、青年団などの若者の自主的な集団活動を支える青年教育施設や公民館、そして社会教育主事等の行政職員や地域の大人たちが重要な役割を果たしていました。

1) 活動には自由で開かれた場所や拠点が必要です

若者たちが自由に活動するには物理的な場所や拠点、いわゆる「たまり場」が必要です。近年、若者自身がクラウドファンディングや助成金などで資金等を集めて、地域の空き家・空き店舗等を活用し、自主的に若者の居場所や地域活動の拠点を創り出す取り組みなどが見られます。かつて地域の中にあった青年団の自由に集まれる「たまり場」は、形を変え、時代を超えて、若者たちに必要とされ続けているのです。若者たち自身の創意工夫による活動拠点づくりを公共施設整備とは別の手法として応援し、財政的な援助の仕組みを整備することが必要です。

CASE3 多摩市若者会議（東京都 多摩市）

多摩市が若年層を対象に開催した「多摩市若者会議」が若者たちによる自主的な運営に進化し、活動拠点「Michicafe」を設立。多摩市役所と連携をはかりながら、若者たちが主体的な活動を繰り広げています。
<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/1008239/wakamono/>



2) 若者の視点から社会教育施設の機能を見直すことが必要です

若者たちの活動の拠点として、公民館・生涯学習センター・図書館・博物館等の社会教育施設の役割は重要です。特に全国に13,000館以上存在している公民館等はいっしょに身近な開放型の施設であり、従来、青年団の活動を支えてきました。現在は高齢層の利用が多くなっていますが、多世代の利用を促し、若者たちが活動の拠点にするとともに様々な人と出会い交流する場にしていくことが大切です。

CASE4 国立市公民館（東京都 国立市）

国立市公民館のコーヒーハウスは、高校生から30代くらいまでの若者を対象に、公民館の青年室や喫茶スペースを拠点として行われている活動です。しょうがいのある人もない人も一緒に、さまざまな活動を企画・参加し、若者一人ひとりの思いや主体性を大切にしながら、仲間づくり、交流、学び、実践の場を生み出しています。また喫茶運営も行い、市民との交流の場をつくっています。

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept08/Div05/kouza/11032.html>



3) 若者のための施設が不可欠です

若者の「サードプレイス」として、都市部を中心に日常的に利用できるユースセンター（青少年活動センター等）⁵の重要性が注目されています。特に近年、中学・高校生から20代の若者を対象とした居場所として各地で施設の設置が進み、若者たちがその運営にも参画する様子が見られます。一方で現在減少傾向にある非日常型の自然体験や宿泊研修等ができる青少年教育施設も重要な役割を果たしてきました。これらの「若者対象施設」の機能と「使いやすさ」を一層充実させ、いわゆる「就職氷河期世代」など青年期に直面した問題によってその後の人生に大きな影響を受けた世代の人たちも視野に入れながら、より開かれた場として構想していくことが求められています。

CASE5 神戸市青少年会館（兵庫県 神戸市）

神戸市青少年会館は、若者の自主的なサークル活動や学習、音楽・演劇・映像などの表現活動を支える拠点です。約200団体が活動し、居場所づくりと社会参加の促進を通じて、多様な若者支援を実践しています。
<https://kobe-youthhall.jp/>



⁵「ユースセンター」とは、ヨーロッパをモデルに一部の地方自治体で設置が進む若者を対象とする公共施設です。これと近い役割を持つ児童館や青少年教育施設の多くが中高生以上の若者を対象にした活動を十分に展開できてこなかったこともあり、また近年、青少年教育施設の数自体が減少傾向にあるなか、若者の文化や主体性に寄り添う「ユースセンター」が注目されています。

4) 職員・スタッフの存在と役割が重要です

—社会教育主事、社会教育士、ユースワーカー—

こうした施設がその役割を果たすためには、若者たちと時間をかけながら向き合い、考えや想いを引き出し、若者の活動を支えることを「仕事にする人」の存在と役割が重要になります。教育委員会の社会教育主事⁶は若者の地域活動を行政計画等に位置付けて施策を立案・推進していく役割を担い、また社会教育士⁷等は若者と地域社会とをつなぐ場づくりや学習支援等の役割を担います。近年、一部のユースセンターなどでは、若者の余暇や諸活動を支援・コーディネートする専門職としてのユースワーカー⁸を配置しています。地方自治体は、こうした若者の地域活動をサポートする専門職・スタッフの配置・登用・活用に積極的に取り組む必要があります。

CASE6 八雲町 教育委員会（北海道 八雲町）

八雲町の社会教育は青年教育を重視し、社会教育主事によるきめ細かな支援のもと、地域住民の主体性を引き出す運営が行われています。さらに、職員は一人ひとりの状況や成長段階を見極め、任せる部分と支える部分のバランスをとりながら、学びを人づくりと地域づくりにつなげています。

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/syakyo/content0945.html>



⁶ 社会教育主事は、社会教育法で地方自治体の教育委員会に必置と規定されている専門的教育職員で、地域の社会教育振興の中核を担うことが求められています。

⁷ 2020（令和2）年度より制度が創設された社会教育士は、各分野の現場における活動に社会教育の知見を生かしながら、活動を活性化させたり、その意義を深めたりする「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」とされています。近年、社会教育士の称号取得者は、教員や教育委員会職員等に加え、首長部局の行政職員、NPO法人、民間企業等にも広がり、累計7千人（2023年度まで）を超えています。

⁸ ユースワークとは、若者が子どもから大人へ移行するプロセスにかかわり、若者の自発的・主体的な活動を活性化し、若者の個人的・社会的成長のための豊かな場と機会を保障する取り組みとされ、ユースワーカーはこれらの活動を担う専門職として一部のユースセンター等に配置されています。

提言 3 若者の参画を「当たり前」にすること

1) 若者のことや、まちのことを決める場に若者の存在と声が必要です

地方自治体の計画や施策の策定には、その作成過程において、住民が参画すること、とりわけ当事者の声が反映されることが不可欠です。若者に関することや若者世代を取りまく課題に関する計画や施策についても同様です。そこに、若者がかかわり、意見を表明する機会が確保、保障されるべきです⁹。その第一歩として、個別事業の企画・運営、施設建設やその活用にかかわる話し合いの場に若者の声やニーズをぜひ反映させてください。形式的な意見聴取ではなく、身近な取り組みの積み重ねの上に、実質的なパートナーシップが生まれ、若者たちとの協働が実現するはずです。

2) 地域意思決定プロセスに若者が参画できる仕組みづくりを求めます

地方自治体が若者の意見を意思決定に反映させるために、「若者会議」や「若者議会」、「ユースカウンシル」のような仕組みをつくることも有効です。これらを、単発のイベントとしてではなく継続的・集団的な活動として位置づけ、これを支えることで、その活動自体が若者の集団活動（提言1）になります。また、地方自治体の審議会や委員会等においても、若者が関われる条件を整えて、条例などで会議体を構成するメンバーに一定数の割合で若者を位置付ける、若者団体との対話の機会を設けるなど、具体的かつ積極的な取り組みが求められます。これをきっかけとして、社会や地域への関心や意欲を高め、自分もそこにかかわろうとする主体的な行動が促されていきます。

CASE7 新城市若者議会（愛知県 新城市）

新城市若者議会の大きな特徴は、若者議会が予算提案権を持ち、自ら考えた政策を市長へ答申し、市議会の承認を経て実際の市の事業として実施される点にあります。若者を取り巻くさまざまな課題について、若者自身が考え、話し合い、その力や発想を生かした政策を立案します。
<https://wakamono-gikai.jp/>



⁹ 地方では、人口減少等に起因する存続危機が迫っており、地域に若者を取り込もうとするさまざまな政策・事業等に注目が集まっています。こうした動向は地域を維持させるために必然的な対応ではあるものの、地域課題解決のために若者の「社会参加」を「動員」の手段として捉える傾向も見受けられます。若者が地域に根を張り、暮らしを成り立たせる基盤を創っていくには、若者の育ちや自立、参画や連帯を支えていく教育的な視点からの取り組みが求められています。

3) 主権者としての若者の学びを応援することが大切です

2015年の公職選挙法改正により、選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられ、若者たちの政治参加や社会参加がますます求められています¹⁰。意思決定過程への参画を契機として周囲や地域、他の人びとに目を向けるようになった若者を、学びの視点から支える取り組みも重要です。地域の中の諸課題や多様な人々と出会い、さまざまな生活背景や事情を抱えた人々の経験に触れた時、そうした現実についてもっと深く知りたい、考えたい、という学習への欲求が高まります。かつて社会教育事業として行われていた「青年リーダー研修事業」や、青年団が行ってきた「青年問題研究集会」、課題を設定しての学習講座などには、こうした個人の疑問や関心を地域社会や世界の課題とつなげて考える場面がありました。このような学習は、学校外の実社会の中で行われることで、よりダイナミックに展開することが可能です。こうした若者の学びを応援していかなければなりません。

提言④ 子どもから若者への成長を支えること

1) 子どもの学校外における自然・体験活動を積極的に支援すべきです

野外・自然の中で体を動かしたり遊んだりする経験やさまざまな体験は、子どものこころと身体を育みます。また、そうした経験や体験は、自律性、協調性、想像力、考える力を培う土壌ともなり、その後の人生を支えるとともに、「地域の担い手」を育むことにもつながります。このような活動の広がりにおいては、地域の青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCA といった長い歴史を持つ社会教育団体や、プレイパーク等の活動から生まれた市民団体や NPO などが重要な役割を果たしてきました。多様な自然・体験活動を創出する地域の諸団体の活動が、今後も持続的に行われていくよう、地方自治体による公的な支援や活動を活性化させる連携等が必要です。また活動を保障する青少年教育施設の整備・充実も不可欠です。

2) 子どもとかかわる活動は、若者が成長する機会でもあります

若者が子どもとかかわる活動は、子どもだけでなく若者にとっても成長の機会になることが明らかです。例えば、地域の祭りや郷土芸能といった行事の中で大きな役割を果たす若者たち、キャンプや職業体験などのイベント等の企画・運営で出会う青年たちの活動を見て、子どもたちは、少し上の世代の若者たちの姿に憧れ、「自分もそうなりたい」と思う事例が数多く

¹⁰ 現在、若者を取り巻く深刻な問題の一つは「社会」と関わる機会の乏しさです。たとえば、2024年10月の参議院選挙で20代の投票率は34.62%で、60代の68.02%や全体平均の53.85%と大きな「格差」があります。「社会参加」や「政治参加」は、「自分の声がきちんと聴かれて受けとめられた」という日々のいとなみの蓄積の上に可能になるものだと考えます。そのためには主権者教育などの学校教育の役割とともに、社会や地域での参画機会などを通じて、若者の「出番」を社会に増やしていくことが求められます。

あります。若者たちも、今を生きる子どもにかつての自分を重ねつつ、子どもたちの期待に応えようと奮起したり、子どもたちを支えたり励ましたりといった経験を重ねていきます。また、近年広がる「こども・地域食堂」や学習支援の場では、高校生や大学生といった若者たちが重要な役割を果たすことも増えています。子どもと若者の関係は、教師と生徒、親と子のような「タテの関係」でなく「ナナメの関係」だとしばしば言われます。これが各所で生まれる社会は子どもにも若者にも豊かな学びをもたらします。そのきっかけや実践の場を、社会教育関係職員等を中心に地方自治体が支援・コーディネートすることが重要です。

3) 高校や大学による地域にかかわる教育と、若者活動の連携が重要です

高校・大学などで地域課題解決に取り組む PBL (Project Based Learning) が展開されています。この「地域課題」を入り口としながらも、高校生や大学生にとっては、地域に根を張って暮らし、働いている若者たちと出会い、時間を共有し、ともに汗を流して活動する機会を得ることが重要な意味を持っています。地域の中で生きてゆくことを具体的に想像できることは、学校の勉強にとどまらず、それぞれの進路に何らかの影響を及ぼすものと思われるからです。このような観点から、高校・大学等の学校教育と、地域で活動する若者たちとが会うことが必要です。地域が直面している課題と一緒に取り組み、住んでいる場所や地域を大事に思えるようになるためにも、地方自治体は意識的にそのつなぎ役を果たすべきです。

CASE8 はまだ協働学舎ファンタス（島根県 浜田市）

はまだ協働学舎ファンタスは、浜田市を舞台に、大学生を中心とした若者と地域をつなぐ中間支援組織です。交流の場づくり、学生の企画への伴走、地域企業や団体との連携を通じて、若者が自分らしく挑戦しやすい地域づくりを進めています。また、まちなか交流プラザの運営なども担い、多世代がつながる拠点づくりにも取り組んでいます。

<https://hamada-fantas.net/>



若者政策を推進するための 全国的なネットワークをつくること

1) 国・都道府県は市町村を財政や仕組みで支えることが役割です

文部科学省やこども家庭庁における現在の施策は、就学前や義務教育年齢の子どもの教育・福祉に注力し、学齢期以降の若者に関する施策、特に学校外の教育や働く若者に関する視点が十分とは言えません。高校生・大学生等を含む有職・無職の若者の地域における集団活動や他世代との交流を促進するための施策、調査研究やモデル事業等の実施、地方自治体への補助制度などを実現するための法制化と予算化を求めます。

また、市町村には、国や都道府県からの支援を活用し、若者の活動拠点を公的に確保することや、支援のスキルを持った専門家の活用や職員の配置、若者の意見を施策や取り組みに反映させるための条例など、長期的かつ恒常的な視野に基づいた若者の集団活動を支える環境整備を求めます。

2) 若者が地域活動に参加するために休暇制度や経済的支援等の 仕組みが必要です

若者たちが地域活動に参加するためには、労働が中心になってしまう生活から地域での学びや活動に振り向けていく時間を創出する仕組みが求められます。2025年10月に始まった「教育訓練休暇給付金」も含め、リカレント教育やリスクリングの施策は、労働の生産性向上や雇用の流動化の文脈で位置付けられており、若者が地域の主体者として学びや体験を積み重ねるための制度ではありません。厚生労働省や都道府県による労働施策においても、若者の役割と出番を創出する日常的な地域活動に若者たちが参加しやすい環境整備に向けて、「有給教育休暇制度」（ILO140号）や「ボランティア休暇制度」、青年の船等に長期参加するための休暇制度や経済的な支援等の拡充に関する法制化や予算化を求めます。

3) 日本青年館は若者の交流促進とネットワーク拠点として役割を 果たしていきます

(1) 地域を超えた広域的な交流の促進とその拠点としての役割を果たしていきます

若者の地域活動が豊かに展開するためには、他の地域の異なる活動と出会い、刺激を受け、お互いに学びあうことが重要です。そのつながりが、ゆるやかなネットワーク、相互交流や相互協力を生み出し、活動の持続性や主体性を高めていくことにつながります。

日本青年館は、青年団の全国組織である日本青年団協議会の拠点として、これまで地域青年団の交流や学習の場として多くの経験を積み重ねてきました。また、多様な青少年団体が力を合わせるため1951年に結成された中央青少年団体連絡協議会（中青連）の活動拠点も担いながら、世界の青少年団体ともネットワークを築いてきました。生涯にわたりスポーツ・文化活動を続ける若者を育て指導者の育成にもつながってきた「全国青年大会」や、共同学習を具体化

した「全国青年問題研究集会」は、自ら地域の課題を発見し仲間と協力して課題解決に取り組む地域のリーダーを輩出してきました。

地域の存続が危ぶまれる今日、地域青年団をはじめ比較的近年になって活発化してきた「若者会議」など地域にこだわって活動する若者たちともつながりながら、背景や特徴が異なる様々なグループ・団体が経験交流する場として2020年より「全国まちづくり若者サミット」を開催しています。これらの蓄積や実績を生かして、これからも地域活動・社会参画にかかわる若者や団体が交流し学び合える全国規模の研修機会を創りだしていきます。

（２）若者の地域活動を推進し、応援するネットワークづくりを進めます

日本青年館が持つ資料センターには、100年に及ぶ青年運動の歴史が蓄積されており、これらの資料を若者の集団活動の活性化に向けて積極的に活用しています。また、財団のシンクタンクと言える青年問題研究所を生かして、全国規模の調査や研究所報の発行、事例集などのブックレットの制作・頒布など、様々な形で若者支援についての課題提起や提案を行ってきました。今回の政策提言では、地域で活動する若者の背中をどうやって後押ししたらいいのか、若者たちが仲間を増やし豊かな人間関係をどう築いていくのか、官民に関わらず必要な手立てを議論してきました。こうした議論で見えてきた支援の在り方として、まちづくりを主題に多様な若者たちが集う交流機会をつくり出しています。2023年から、若者の活動にかかわる自治体職員向けのオンライン研修等を開始し、若者支援策の事例の共有も進めています。若者集団づくりや活性化を目指す自治体担当者への情報提供と視察・交流のニーズにこたえる窓口としての機能を高めることによって、若者たちの集団活動が全国各地で展開されるよう国や地方公共団体、関係機関と連携してまいります。

日本青年館は、若者による集団活動の情報が集まり、それらを発信するプラットフォームとして、また、地域活動に取り組む若者集団や活動を支援する人々が、課題や事例を共有し、互いに支え合う事のできるようなネットワークの中核として、その役割を果たしていきます。

若者の地域活動の支援・推進に向けた 政策提言

発 行：一般財団法人日本青年館 青年問題研究所

〔所 長〕大西 倉雄（一般財団法人日本青年館理事長）

〔研究員〕井口啓太郎（国立市公民館館長補佐）

岡下 進一（元日本青年団協議会会長）

奥 ちひろ（秋田県南 NPO センター コーディネーター）

島田 茂（元日本 Y M C A 同盟総主事）

辻 智子（北海道大学教育学部長）

前田 昇（認定 NPO 法人本の学校副理事長）

2026 年 3 月 31 日

